

秋田県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成31年1月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	象潟矢島線	A	にかほ市象潟町小滝字四角池1番3から字梨ノ木台50番15まで	12.00～48.50	0.279
	新	象潟矢島線	A	にかほ市象潟町小滝字四角池1番3から字梨ノ木台50番15まで	12.00～48.50	0.279
			B	にかほ市象潟町小滝字四角池1番3地先から関字大道2番66地先まで	16.50～54.00	0.314

(この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。)

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成31年1月15日から同月29日まで（日曜及び土曜日を除く。）